

「(仮称)士別市まちづくり基本条例」 「士別市議会基本条例」 を制定します

(平成24年4月施行予定)



現在、士別市では、行政と議会それぞれに、本市の自治の基本理念や自治運営の基本原則を定める「(仮称)士別市まちづくり基本条例」(以下、本文中では「まちづくり基本条例」と表記します)と、議会活動や議会運営の基本原則を定める「士別市議会基本条例」(以下、本文中では「議会基本条例」と表記します)の策定をすすめています。どちらも、市民が主役のまちづくりを基本に、市民・議会・行政が協力してまちづくりをすすめていくための基本的なルールとなるものであり、平成24年4月1日施行をめざしています。

この「広報しべつ別冊」では、市民の皆さんに、これらの条例について理解していただくため、2つの条例(素案)の概要をお知らせします。

「(仮称)士別市まちづくり基本条例」(素案)

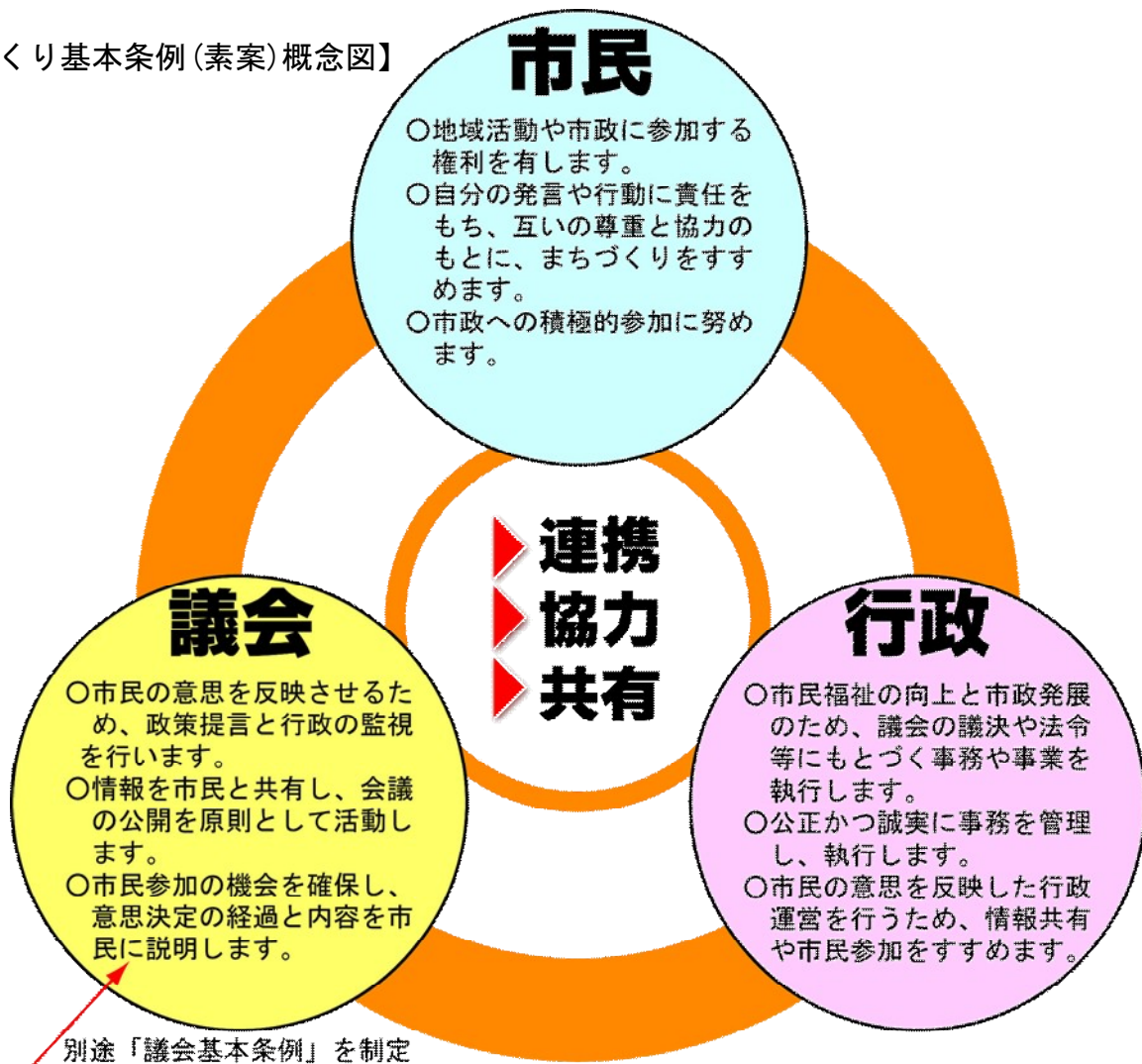
まちづくり基本条例ってなに？なぜ必要なの？

まちづくり基本条例は、市民・議会・行政が、ともにまちづくりをすすめるための基本ルールを定める条例です。条例制定後は、士別市のまちづくりにかかわって、市民・議会・行政が、この基本ルールを共有し、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりをすすめていくことになります。

まちづくりは、その一部を議会や行政に信託しながらも、常に市民が主役となってすすめられるべきものです。まちづくり基本条例は、士別市のまちづくりの基本理念や基本原則を定め、市民・議会・行政それぞれの役割や責務などを明らかにするもので、この3者が連携・協力してまちづくりに取り組むことで、創造性ゆたかで活力に満ちた地域社会の実現を図っていくための基本ルールとなるものです。

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の人々との友好の絆を強めながら、非核平和の実現や地球環境保全に向けたまちづくりをすすめます。 ○市民憲章の精神を尊重し、未来を見つめ、明るく住みよいまちづくりをすすめます。 ○市民・議会・行政は、それぞれの役割を果たすとともに、相互の理解と連携によって、地域力を発揮し、まちづくりをすすめます。
基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ○市民自治の原則…市民は、まちづくりの主役として、自らの意志と自発的活動のもとにまちづくりをすすめます。また、その一部を議会と行政に信託します。 ○情報共有の原則…市民・議会・行政は、まちづくりに関する情報を共有します。

【まちづくり基本条例(素案)概念図】



※この条例での「市民」とは、住民（士別市内に住所を有する人）をはじめ、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内でさまざまな社会的活動を行う人、これらの団体や企業などの法人をいいます。

まちづくり基本条例検討市民委員会の開催状況

土別市では「まちづくり基本条例」の制定にむけて、市職員で構成したプロジェクトチームを編成するとともに、昨年8月に「まちづくり基本条例検討市民委員会」を設置しました。

この委員会は、土別市振興審議会委員の中から10名、各種団体の代表者18名、公募による委員6名の34名で構成されており、今年の8月までに12回（9回目は書面会議）の委員会を開催し、議論を重ねてきています。

これまでの委員会の開催状況は次のとおりです。

回数	日時・会場	検討内容
1回	平成22年8月10日(火)午後6時30分～ 市民文化センター研修室	委嘱状の交付、委員長・副委員長の選出、行政情報等共有化、市民のまちづくりへの参加など
2回	平成22年9月7日(火)午後6時30分～ 市民文化センター研修室	前回の振返り、行政情報等共有化、市民のまちづくりへの参加、行政への市民意見の反映など
3回	平成22年10月12日(火)午後6時30分～ 市民文化センター研修室	前回の振返り、まちづくり基本条例の概要、市政への参加と自治会活動への参加など
4回	平成22年11月9日(火)午後6時30分～ 市民文化センター研修室	前回の振返り、まちづくり基本条例に盛り込むべき項目と内容など
5回	平成22年11月22日(月)午後6時30分～ 市民文化センター研修室	前回の振返り、まちづくり基本条例を構成する区分と項目など
6回	平成22年12月14日(火)午後6時30分～ 市民文化センター研修室	前回の振返り、まちづくり基本条例を構成する区分と項目、まちづくり基本条例の柱など
7回	平成23年1月11日(火)午後6時30分～ 市民文化センター研修室	前回の振返り、まちづくり基本条例の骨格構成、まちづくり基本条例の柱など
8回	平成23年2月8日(火)午後6時30分～ 市民文化センター研修室	前回の振返り、検討市民委員会中間提言(素案)、提言書(中間提言)補足資料(素案)など
9回	書面会議(2月25日付け)	検討市民委員会中間提言(素案)と提言書(中間提言)補足資料(素案)の最終確認
	平成23年3月2日(火)午後5時～ 市民文化センター研修室	検討市民委員会中間提言と提言書、補足資料を検討市民委員会委員長から市長に提出

提言書を受けて、市職員で構成したプロジェクトチームと市の幹部職員(部長・次長職)により、まちづくり基本条例の「行政素案」を作成。

10回	平成23年7月19日(火)午後6時30分～ 市役所会議室301	行政素案の内容説明、構成・各条文についての全体討議など
11回	平成23年7月26日(火)午後6時30分～ 市民文化センター研修室	前回の振返り、行政素案の構成・各条文についての全体討議など
	平成23年8月19日(火)午後6時～ 市民文化センター研修室	まちづくり基本条例素案および議会基本条例素案について、議員との意見交換
12回	平成23年8月30日(火)午後6時30分～ 生涯学習情報センターいぶき視聴覚室	前回の振返り、行政素案に対する委員からの意見の取り扱い、素案の市民周知と意見聴取など

※このほかに、事務局と委員長・副委員長による「正副委員長会議」を13回開催したほか、平成22年10月26日(火)～27日(水)には、まちづくり基本条例を最初に策定したニセコ町への視察研修を行っています。



▲H22. 8. 10
第1回検討市民委員会



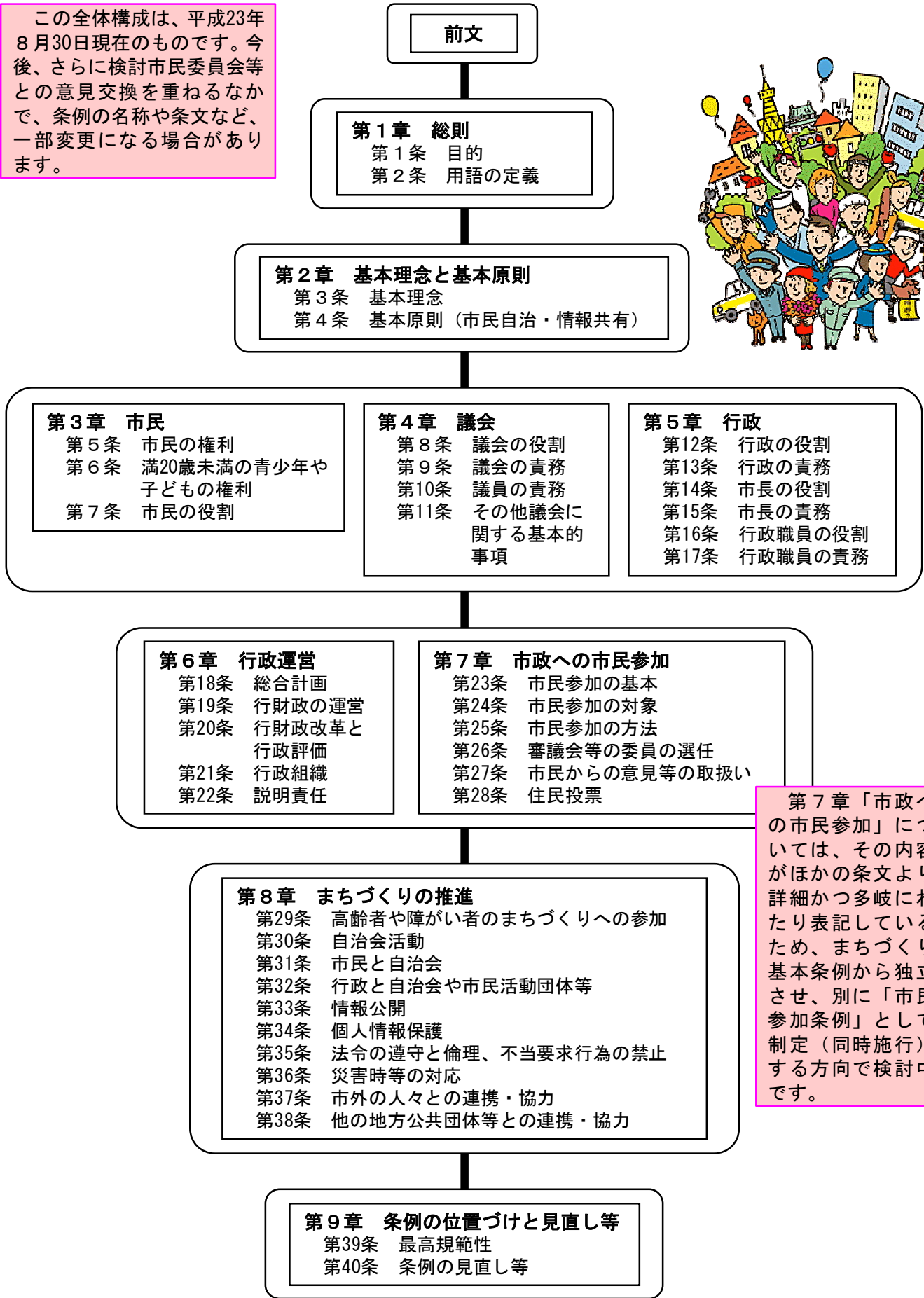
▲H22. 10. 26～27
ニセコ町での研修



▲H23. 3. 2
市長に提言書を提出

まちづくり基本条例（素案）の全体構成

この全体構成は、平成23年8月30日現在のものです。今後、さらに検討市民委員会等との意見交換を重ねるなかで、条例の名称や条文など、一部変更になる場合があります。



第7章「市政への市民参加」については、その内容がほかの条文より詳細かつ多岐にわたり表記しているため、まちづくり基本条例から独立させ、別に「市民参加条例」として制定（同時施行）する方向で検討中です。

●目的 〈条例第1条〉

この条例は、土別市のまちづくりに関する基本理念と基本原則を定め、市民の権利や役割、議会と行政の役割や責務を明らかにするとともに、本市の自治の推進に関する基本的な事項や制度を定め、市民が主役のまちづくりを実現することを目的とします。

●市民の権利 〈条例第5条〉

市民は、まちづくりの主役として、地域活動や市政に参加する権利を有します。
2 市民は、市政に関する情報について知る権利を有します。
3 市民は、行政が提供するサービスを受ける権利を有します。

●市民の役割 〈条例第7条〉

市民は、まちづくりの主役として、自分の発言や行動に責任をもち、互いの尊重と協力のもとに、まちづくりを進めます。

●議会の役割 〈条例第8条〉

議会は、市民の意思を的確に市政に反映させるための政策提言と行政の監視を行うとともに、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、その他の市政運営に関する事項を審議・議決し、土別市の意思を決定する役割を有します。

●行政の役割 〈条例第12条〉

行政は、市民福祉の向上と市政発展のため、条例、予算、その他議会の議決や法令等に基づく事務・事業を執行する役割を有します。

●市長の役割 〈条例第14条〉

市長は、行政を統括し、政策を定め、制度を整備して運用することにより、土別市を代表して市政を運営する役割を有します。

●行政職員の役割 〈条例第16条〉

行政職員は、任命権者の命を受け、行政が担う業務の円滑な推進のため、その職務を遂行する役割を有します。
2 行政職員は、その職務に応じて、政策の立案や事務・事業の実施にあたります。

●市民参加の基本 〈条例第23条〉

市民は、まちづくりの主役として、市政への積極的参加に努めます。
2 市民は、市政への参加あるいは不参加を理由として、不利益を受けることはありません。
※別途「市民参加条例」としての整理を検討中

●住民投票 〈条例第28条〉

市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。
2 満18歳以上の住民は、市政に関する重要な事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
3 議会は、市政に関する重要な事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
4 市長は、前2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施します。
5 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、住民投票を行う内容に応じ、その都度、別に条例で定めます。
6 市民・議会・行政は、住民投票の結果を尊重します。

●自治会活動 〈条例第30条〉

自治会は、まちづくりの一翼を担う重要な組織として、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。
2 自治会は、多くの市民がその活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
3 自治会は、相互の連携を図るとともに、行政や各種団体等とも協働し、その活動の充実に努めます。

●最高規範性 〈条例第39条〉

この条例は土別市の最高規範であり、議会・行政は、この条例に基づいて市政を運営するとともに、他の条例などの制定・改正・廃止・解釈・運用を行います。
2 議会・行政は、法令の解釈・運用にあっても、この条例に照らして判断します。

「士別市議会基本条例」(素案)

現在の地方自治体の運営においては、「自己決定」と「自己責任」が一層求められています。

市議会も、市長が行う行政運営の「監視と評価」というこれまでの二元代表制の役割に加え、市民に対する説明責任や政策立案能力の向上など、自治を担う意思決定機関として、その役割が重要になっています。

市議会では、議会活動への市民参加の推進や情報公開の徹底、議員間の自由な討議などにより、わかりやすく開かれた議会運営をめざすため「議会基本条例」を制定します。

議会基本条例とは

この条例は、これまで明文化されていなかった「議会や議員の役割と活動原則」「議員の政治倫理」「情報公開」「市民の議会活動への参加」など、市議会に関する基本的なことを定めた決まりごとになるものです。

市議会の運営に関する条例や規則は、ほかにもありますが、この条例が市議会でもっとも重要な決まりごとになります。

なお、この条例の具体的な運用については、別に「議会基本条例運用基準」を定めて行います。



▲H23. 8. 19 市民委員会との意見交換会

議会基本条例がつくられると

議会や議員は、この条例にもとづいて活動します。

この条例がつくられると、市民の皆さんと議会がより身近なものになります。

- ① 議会報告会を開催し、説明責任を果たすとともに、意見を聞く機会を設けます。
- ② 議員が地域に出向いて意見交換会を開催します。
- ③ 請願や陳情(※1)を政策提言と位置付け、審議では提出者の意見を聞く機会を設けます。
- ④ 議会のインターネット中継や録画放送を行うなど、議会活動の情報発信を強化します。
- ⑤ 議会の会議を原則公開し、その会議の結果についても概要や会議録を公開します。

議会基本条例の策定の経過は

- H22. 9. 16 議会の活性化に取り組むため、全議員で構成する「議会改革検討特別委員会」を設置して、協議を開始しました。
- H22. 11. 12 特別委員会を開催し、全議員を対象に「議会改革に関する提言(アンケート)」を募集すること、条例の素案作成等を行うため、委員8名で構成する小委員会の設置を決定しました。
- H23. 3. 4 約100名の市民、議員の参加のもと、中尾 修氏(前栗山町議会事務局長)を講師に招き、議員研修会を開催しました。
- H23. 8. 19 「まちづくり基本条例検討市民委員会」と意見交換会を行いました。
- H23. 8. 25 特別委員会を開催し、議会基本条例素案を決定しました。
- ※ これまで、特別委員会を5回、小委員会を9回開催して検討を重ねてきました。



▲H23. 3. 4 研修会を開催

※1 請願・陳情…市政についての要望や意見を提出するものです。提出にあたり、請願には紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。

議会基本条例で定める主な内容は

次のことを定め、市民に開かれた議会をめざします。

政治倫理 <条例第6条>

議員は、市民の代表者であることを自覚し、常に良心と責任感を持って政治活動を行い、その地位に基づく影響力を不正に行使するなど、市民に疑惑を招くことのないよう行動します。

運用基準では

- 指定管理者として指定を受けている法人等の代表に就くことを禁止
- 地位を利用した金品の授受を禁止
- 市が行う入札・契約等に関して、特定の業者を仲介することなどを禁止
- 市職員の採用等への関与を禁止
- 政治的又は道義的批判を受ける恐れのある寄附等の受領の禁止など

市民参加と市民との連携 <条例第8条>

- 議会の会議は、原則公開します。
- 市民からの請願・陳情(*1)は、審議の際に提出者の意見を聴くようにします。
- 市民との意見交換会を開催し、議会活動への市民の参加機会を確保します。

運用基準では

- 意見交換会を希望する場合は、申込書を提出してください。
- 会場での市政への要望・提言は、議長から市長に報告します。

議会報告会 <条例第9条>

市民への説明責任と市民意見の聴取の場として、年1回以上開催します。

運用基準では

- 開催は、原則6月定例会後とします。
- 議員を3班に分けて行います。
- 会場で寄せられた市政への要望・提言は、議長から市長に報告します。

情報公開と広報 <条例第10条>

- 広報紙やインターネットを活用し、市民が関心を高められるよう情報発信します。
- 本会議や予算・決算委員会の会議録を公開します。
- 他の委員会や全員協議会の会議の概要を公開します。

一問一答による質疑応答 <条例第11条>

会議の質疑応答は、論点・争点がわかりやすい「一問一答方式」を選択できるようにします。

反問権 <条例第11条>

市長等は、議員の質問や政策提言、議員が提出した議案に対して、質問することができます。

懇談会 <条例第12条>

市民と委員会が自由に情報と意見を交換する懇談会を行います。

自由討議 <条例第16条>

議案の審議では、議員相互の自由な討議で議論を尽くし、合意形成に努めます。

議員定数 <条例第19条>

定数は、市民の意見、人口、面積、財政力、市の事業課題等を考慮し、市民の意思を市政に反映することができるよう定めます。

議員報酬 <条例第20条>

議員報酬の改正にあたっては、特別職等報酬審議会の意見を参考にして決定します。

パブリックコメントを募集します

「まちづくり基本条例」と「議会基本条例」の素案を「士別市パブリックコメント制度実施要綱」にもとづき、次のとおり公表し、意見を募集します。

※パブリックコメントとは…新たな制度を導入する際などに、広く市民の皆さんに意見を求め、提出された意見に対して市の考え方を公表したり、素案等に反映したりするなどの一連の手続きを指す言葉です。

案 件 名	士別市まちづくり基本条例（素案）・士別市議会基本条例（素案）
募 集 期 間	平成23年9月30日（金）～10月31日（月）必着
素案を閲覧できる場所	市ホームページで公表するほか、市役所本庁舎1階情報公開コーナー、朝日総合支所、各出張所、生涯学習情報センターで閲覧できます。
意見を提出できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する方 ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体 ・市内の事務所または事業所に勤務する方 ・市内の学校に在学する方
意見の提出方法	<p>専用の「意見提出用紙」に意見を記載し、郵送、持参、ファックス、メールのいずれかの方法で、次まで提出してください。提出用紙は、市ホームページからダウンロードできるほか、素案の閲覧場所で入手できるようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送、持参の場合 〒095-8686 士別市総務部企画振興室企画課（市役所本庁舎2階） ・ファックスの場合：（22）1934 ・メールの場合：kikakuka@city.shibetsu.lg.jp <p>※意見を提出される方は、住所・氏名（法人その他の団体にあつては、その名称と主たる事務所、または事業所の所在地および代表者の氏名）を明記してください。なお、これらの個人情報（法人等を含む）は、士別市個人情報保護条例にもとづき保護され、公表することはありません。</p> <p>※電話による意見の受け付けは、一切しませんのでご了承ください。</p> <p>※意見への個別回答はしませんが、内容ごとに分類し、意見に対する考え方を公表します。</p>

市民説明会を開催します

パブリックコメントの実施による意見募集とともに、多くの市民の皆さんに「まちづくり基本条例」と「議会基本条例」の内容を理解していただくために、市民説明会を開催します。

市内中央地区、朝日地区、出張所地区で、10月中旬頃から開催を予定しています。くわしい日時・場所等が決まり次第、市ホームページや広報しべつ、地元新聞紙でお知らせします。



●問合せ

まちづくり基本条例に関すること…市総務部企画振興室企画課 ☎（23）3121内線2233・2236
議会基本条例に関すること…士別市議会事務局 ☎（23）3009